

標準開示フォーマット（その他法人用）

報告年月日 平成24年3年9日

報告者氏名 濱門 康三郎

当該法人における役職 事務局長

1. 組織情報

■ 法人の形態（法人区分）

一般社団法人

■ 法人名称

みやざき公共・協働研究会

■ 所轄庁/行政庁/主務官庁

宮崎県

■ 主たる事務所の所在地

宮崎県宮崎市橋通西5丁目6番57号

■ 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

原田 隆典

■ 設立登記年月日

平成22年8年13日

■ 法人の目的

当法人は、宮崎県内の企業、団体、個人等の協働のもと地域課題を解決する社会貢献的事業の育成、新しい公共に関する有益な調査研究や、情報提供により地域社会の健全な発展に寄与し、併せて県全体の課題解決及び総合的発展に資することを目的とします

■ 事業活動の概要
(400字以内)

・宮崎県の地域課題を解決する社会貢献事業および人材の育成
・宮崎県の地域力向上に関する調査研究を行う。
・インターネット、情報誌等のメディアを利用し、調査研究成果、社会貢献事業等に関する情報を広く発信し地域活性化を支援する。
・講演会、研究会等の開催
・地域力向上に関するビジョンやプランの提言を行うことなど

■ 公開用電話番号

0985-55-0500

■ ファクス

0985-55-0501

■ ホームページ

<http://miyazaki-pcr.org/>

■ メールアドレス

postmaster@miyazaki-pcr.org

■ 常勤職員数

3人

■ 閲覧書類等の添付

定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	損益計算書/ 収支計算書
平成22年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

2. 財務情報

■ 事業年度（直近の決算）

平成22年度（平成22年8月9日～平成23年3月31日）

■ 損益計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、事業活動収支計算書、活動計算書）

科目	金額
経常収益計	2,100,052
事業収入	1,850,000
寄附金収入	250,000
利息収入	52
経常費用計	2,032,786
事業費合計	1,694,000
管理費合計	338,786
当期経常増減額	67,266

※事業の区分は、個別事業ごとの区分ではなく、「公益事業」「社会福祉事業」「収益事業」「その他事業」等の区分とする。

■ 貸借対照表

平成23年3月31日現在

I 資産の部	
1. 流動資産	1,380,089
2. 固定資産	0
資産合計	1,380,089

II 負債の部	
1. 未払金	1,000
2. 未払費用	1,311,823
負債合計	1,312,823
III 正味財産の部	
正味財産合計	67,266
負債及び正味財産合計	1,380,089

■ 準拠している会計基準

公益法人会計基準（平成20年基準）

公益法人会計基準（平成16年基準）

社会福祉法人会計基準

企業会計基準

その他（その会計基準名）……………

一般社団法人みやざき公共・協働研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みやざき公共・協働研究会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、宮崎県内の企業、団体、個人等の協働のもと地域課題を解決する社会貢献的事業の育成、新しい公共に関する有益な調査研究や、情報提供により地域社会の健全な発展に寄与し、併せて県全体の課題解決及び総合的発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 宮崎県の地域課題を解決する社会貢献事業および人材を育成すること。
- (2) 宮崎県の地域力向上に関する調査研究を行うこと。
- (3) インターネット、情報誌等のメディアを利用し、調査研究成果、社会貢献事業等に関する情報を広く発信し地域活性化を支援すること。
- (4) 地域力向上に関するビジョンやプランをまとめ、国、県、市町村その他各界に対して提言をすること。
- (5) 講演会、研究会等を開催すること。
- (6) 情報交換会、親睦会、視察会等を開催すること。
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事理があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつ

て開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名又は署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長及び専務理事をそれぞれ1名置くことができる。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長及び専務理事を業務執行理事とする。

4 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えて

はならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名又は署名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 原田 隆典
飯田 三和
濱門 康三郎
小川 猛
設立時監事 黒岩 雄二

- 3 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員

- 1 宮崎市昭和町1番地 昭和住宅302号
原田 隆典
- 2 宮崎市元宮町9番11号
飯田 三和
- 3 宮崎市鶴島3丁目43番地1 東南ビルA棟308号
濱門 康三郎
- 4 宮崎市大字赤江73番地3
小川 猛
- 5 宮崎市新別府町菌田142番地4
黒岩 雄二

- 4 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人みやざき公共・協働研究会設立のため、設立時社員原田隆典、同飯田三和、同濱門康三郎、同小川猛及び同黒岩雄二の定款作成代理人行政書士飯田恒美は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成22年8月9日

設立時社員 原田隆典 同 飯田三和 同 濱門康三郎 同 小川 猛 同 黒

岩雄二

定款作成代理人

住所 宮崎市元宮町 9 番 32 号ルルグみさき 501 号

行政書士 飯田恒美

登録番号第 08451663 号

平成22年度事業報告書
（平成22年8月13日から平成23年3月31日まで）

一般社団法人みやざき公共・協働研究会

1 事業の成果

本年度は、当研究会の発足初年度であり、組織づくりや足場となる県内の協働の動きに関する状況調査を行った。また、国が提唱する「新しい公共」に関する様々な政策や動向を調査し、次年度以降の活動の足がかりとすべく蓄積を行った。

また、「県民がつくる防災ネットワーク」と協働し、次年度以降に向けた防災への取り組みに関する協議を重ねてきた。折しも新燃岳の噴火、東日本大震災の発生などにより、宮崎県においても防災に関する意識が高まってきている中で、防災に関する専門家のネットワークなどを活用した活動計画を立てて行くこととした。

その他、具体的な事業として、宮崎県ボランティアセンターより、「『若者発』ボランティア・市民活動参加推進広報事業」を受託し、実施した。

2 事業内容

（1）宮崎県の地域課題を解決する社会貢献事業および人材の育成

宮崎県のNPOおよび企業の社会貢献事業を調査し取りまとめた。

（2）インターネット、情報誌等のメディアを利用し、調査研究成果、社会貢献事業等に関する情報を広く発信し、地域活性化を支援する。

宮崎県ボランティアセンターより、「『若者発』ボランティア・市民活動参加推進広報事業」を受託し、宮崎県内の若者のボランティア活動をテレビ・ラジオ番組によって紹介し、その内容をホームページでも公開、また最終的には情報誌「アクティボー」として発行した。

- ・実施時期 平成22年10月～平成22年3月
- ・実施内容 テレビ紹介団体 5団体
ラジオ紹介団体 7団体
ホームページ <http://www.machi-gennki.net/m-wakemon/>
情報誌「アクティボー」24ページ
- ・受託金額 185万円

以上

22年度 収支計算書

22年 8月 9日から 23年 3月 31日まで

一般社団法人
みやざき公共・協働研究会

(単位：円)

科 目	金 額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入金収入		
入金収入		
会費収入		
2 事業収入		
(1) 委託事業受託事業収入		1,850,000
(2) 事業収入		
3 補助金等収入		
地方公共団体補助金収入		
民間助成金収入		
4 寄付金収入		250,000
5 その他収入		
利息収入		52
任意団体からの繰入金		
6 その他の事業会計からの繰入		
経常収入合計		2,100,052
II 経常支出の部		
1 事業費		
(1) 委託事業費		1,694,000
2 管理費		
給料手当		
旅費交通費		30,000
水道光熱費		37,786
消耗品費		
通信費		20,370
支払家賃		250,000
支払手数料		630
経常支出合計		2,032,786
経常収支差額		67,266
III その他資金収入の部		
1 固定資産売却収入		
その他の資金収入合計		
IV その他資金支出の部		
1 固定資産取得支出		
その他の資金支出合計		
当期収支差額		
前期繰越収支差額		0
次期繰越収支差額		67,266

貸借対照表

一般社団法人

みやざき公共・協働研究会

平成23年3月31日

(単位:円)

資産の部		負債の部		
流動資産	現金	¥29,037	未払金	¥1,000
	預貯金	¥1,351,052	未払費用	¥1,311,823
	計	¥1,380,089		
固定資産				
	計			
計	¥0	純資産	¥67,266	
合計	¥1,380,089	合計	¥1,380,089	

損益計算書

(自 平成22年8月9日 至 平成23年3月31日)

一般社団法人 みやざき公共・協働研究会

(単位：円)

科目	金額	
当期収入合計		2,100,052
委託事業受託金	1,850,000	
受取利息	52	
寄付金	250,000	
当期支出合計		2,032,086
水道光熱費	37,786	
旅費交通費	30,000	
通信費	20,370	
委託費	1,694,000	
支払家賃	250,000	
支払手数料	630	
当期純利益		67,266